連合愛知
・労災の防止
・快適な職場
・心身の健康

センターだより

愛知県勤労者安全衛生研究センター
〒456-0002
名古屋市熱田区金山町1丁目14−18
ワークライフプラザれあろ3F
TEL(052)684−０００３
FAX(052)684−０３０３
連合愛知ホームページからも閲覧できます
http://www.rengo-aichi.or.jp

「心の相談室」ポスター・チラシ配布を確認！
安全衛生センター第２回理事会

連合愛知安全衛生センター第２理事会を４月15日“れあろ”会議室で開催した。

会議に先立って構成組織の事情により、以下の理事の交代を確認した。

構成組織名	新理事氏名	旧　理　事
愛　教　組	岡 田 幸 博	髙 取 雅 史

主な議題は、①「全国安全週間の取り組み」②「連合愛知労災防止キャンペーン活動2014」の取り組み③「連合愛知安全衛生担当者研修会」④連合愛知安全衛生センター 2014年度中間決算報告・同会計監査報告⑤労働保険事務組合25年度決算・同会計監査報告⑥連合愛知「心の相談室」のポスター・チラシの配布⑦第３回理事会開催　について。

「心の相談室」のポスターとチラシを作成し、構成組織に配布することとした。その背景と理由は①全国の自殺者数は２年連続で減少したものの、依然として２万７千名以上の方が亡くなっていること②愛知県においては逆に増加し、増加利率ワースト１となったこと③労災補償保険においてはメンタルヘルスに関する申請件数が年々多くなっていること④一方で、「心の相談室」の相談件数が減少していることから、実施することとしたものである。

また、今回の安全衛生担当者研修会については、①「ストップ・ザ・交通安全」の講演、各構成組織から「安全活動」に対する取り組み報告、「４Ｓ・５Ｓ運動」に対する講演を行う予定である。

次に、安全衛生センター一般会計の中間決算および労働保険事務組合の決算についても報告・承認を得た。

その他の案件については、例年どおり全国安全週間に向けた取り組みとして実施する。

愛知労働局岡田安全課長

理事研修は、「**平成26年度労働局安全行政の課題**」のテーマで愛知労働局・安全課長の岡田眞治氏から説明を受けた。

まず、労働災害発生状況については、第12次労災防止計画では29年度までに15%削減する予定であるが、12次防１年目は前年に比べ死亡者、休業４日以上の労働災害ともに増加した。

安全衛生行政の課題と対策については、

（1）重篤度の高い労働災害を減少させるための対策として製造業・建設業に対し業界団体と連携しながら取り組む。

（2）労働災害件数を減少させるための対策として、陸上貨物運送事業には荷役作業ガイドライン・交通災害防止ガイドラインに基づき指導をする。第三次産業については社会福祉施設や飲食店に対し、転倒・腰痛・切れこすれ等の対策についてリーフレットを配布しながら対応する。

（3）健康確保対策については、①化学物質による健康障害防止対策②石綿健康障害対策③メンタルヘルス対策④過重労働による健康障害防止対策⑤職業性疾病等の予防対策⑥受動喫煙防止対策であるが、それぞれ法改正も予定されており、関係事業所への周知、説明会、訪問等も含めて取り組んでいく。

今年度の課題達成に向けた具体的な対策も示されるとともに、愛知労働局の決意が伝わってきた。

最後に、労働安全衛生法の一部改正する法律案の動向について説明があった。

改正案は２年前の衆議院解散により廃案となったが、今回は参議院で先行して審議が行われ、４月９日には本会議で全会一致可決された。衆議院においても早期に可決される見通しである。

法律案の概要は、「化学物質による健康被害が胆管がん事案など最近の労働災害の状況を踏まえ、労働災害を未然に防止するための仕組みを充実」することである。

しかし、メンタルヘルス対策や受動喫煙対策では一部修正された。医師、保健師等によるストレスチェックについて、５０人未満事業所は「努力義務」となったこと、 受動喫煙対策についても「努力義務」となりトーンダウンした。

1時間余りではあったが、労働安全衛生に関する最新の情報が収集でき大変有意義な理事研修となった。

残念なのは改正案が民主党政権時よりトーンダウンしたこと、さらに、法律が改正されても施行期に幅があり、中には２年を超えない範囲となっている。

早期成立、早期施行と法律に関わらず労災防止対策が一層充実するよう望みたい。

安全衛生担当者研修会

日　時　６月２日（月）１４時～１７時：３０分
会　場　ワークライフプラザれあろ　６Ｆ大会議室

研修内容
①第１講座「ストップ・ザ・交通事故」（仮称）
②第２講座「各労働組合の安全対策報告」
③第３講座「今一度４Ｓ・５Ｓ運動」（仮称）
連合愛知労災防止キャンペーン活動の進め方
※構成組織へ参加要請あり

安全衛生 Q&A

【問題】安全意識の啓発について、適切なのはどちらか

（イ）　日常の安全衛生活動を実施する際に全員の意識を盛り上げるため、その活動に関するポスターや標語を掲示した

（ロ）　全国安全週間に合わせ、年に1回だけ啓発すれば十分である

答えと解説は裏面

タバコは簡単に止められる

たばこ対策指導者養成講習会報告ー最終回ー

禁煙すると体重が増える理由として、①禁断症状として食欲が旺盛になる②基礎代謝が上がる③味が判る④吸いたい時に口に何かを入れる。等の原因が挙げられる。

しかし、これは一時的なものであり、まず、禁煙してから減量に取り組むことが重要である。社会全体の喫煙率を減らすためには環境を整備する必要がある。

ステップ０　禁煙を促す社会環境整備（たばこ税・価格の引き上げ、好況場所や職場の禁煙化の推進など）

ステップ１　保険医療従事者からの禁煙の呼びかけ

ステップ２　気軽に利用できる無料電話相談の整備

ステップ３　医療機関での禁煙治療や薬局・薬店での禁煙相談体制の充実

厚労省の「健康日本21（第２次）」の中では、特定健診、特定保健指導における禁煙の保健指導強化を呼び掛けている。

健診・保健指導での取り組み方は、短時間支援（ＡＢＲ）方式と標準的支援（ＡＢＣ）方式があり、今回はＡＢＲ方式の流れをお示しする。

	ＡＢＲ方式
回　数	個別面接１回
時　間	１～３分
内　容	Ⓐsk（禁煙状況の把握） ⇩ Ⓑrief advice （短時間の禁煙アドバイス） ①禁煙の重要性を高める アドバイス ②禁煙のための解決策の提案 ⇩ Ⓡefer （医療機関等の紹介）
支援の場	各種健診

禁煙のための解決策の提案として

１つとして、比較的楽にやめられる（禁断症状は２～３日がピーク）。

２つ目は、より確実に止められる（禁煙補助剤で２～３倍アップ、さらに指導を受けるとそこから３倍アップする）。

３つとして、あまりお金をかけずにやめられる。

12週間分で比較すると、ニコチンパッチ（貼り薬）＝12,830円、バレニクリン（のみ薬）＝19,090円VSタバコ代（１日１箱400円）＝33,600円と安価である。

また、健康保険で禁煙治療が受けられる。12週間で５回の診察だから割と受診しやすい。

保険が使える医療機関検索サイトとして、「日本禁煙学会ＨＰ」や「すぐ禁煙」等がある。

一方で、保険適用には課題があり、一定年数・一定本数を喫煙することが条件となっており、この点は今後、すべての人を対象となることが重要と思われる。

以上で報告は終わるが、自分と家族の健康を守るために、禁煙にチャレンジするか、現状に甘んじるか、あなたの選択次第である。（厚労省「禁煙支援マニュアル（第二版）」が参考になる）

【答え】（イ）

（解説）全国安全週間などのイベントに合わせて安全意識の啓発を図ることは重要ですが、それだけで安全意識を啓発することは期待できません。危険予知活動、4S活動、健康づくり等の日常の安全衛生活動を実践する際に、その活動に合ったポスターやスローガンを掲示するなどして職場の雰囲気を盛り上げていくことが安全意識の啓発には有効です。

当 面 の 日 程

◆連合愛知「心の相談室」ポスター・チラシ配布
５月中

◆愛知労働局安全衛生労使専門家会議
５月２０日（火）９：３０～
愛知労働局三の丸庁舎

◆安全衛生担当者研修会
６月２日（火）１４：００～
れあろ６階大会議室

◆連合セイフティネットワーク集会
６月１８日（水）１３：３０～

◆連合愛知労災防止キャンペーン
６月～７月

◆全国安全衛生週間
７月１日～７日

◆愛知産業安全衛生大会
７月４日（金）１２：３０～
日本特殊等業市民会館

その人はもちろん、その人の家族を守る 労働保険年度更新研修会

４月16日、れあろ６階大会議室において労働保険年度更新研修会を開催した。

この研修会は、労働保険制度とはどういうものであるのか。

適正な加入の仕方のためにどうすればいいのか。という労働保険の基本的な内容を今一度確認すること、年度更新手続きの記入の仕方を習得するために開催された。

今回「労働保険適正加入実態調査」を行った後の研修会であり、従来にも増して多くの参加者があった。

講師は連合愛知安全衛生センターで労働保険の手続きをお願いしている渡邊恵子社労士が行い、終了後は個別に相談・指導を行った。

渡邊恵子社労士

労働保険（労災保険・雇用保険）は名前のとおり労働者が加入する保険であり、事業主は加入の手続きをとらなければならない。

労働組合においても職員や書記、あるいは専従役員がいる場合は、その人はもちろん、その人の家族を守るために、事業主の責任として労働保険、とりわけ労災保険に加入しなければならない。

（専従者役職員は会社で加入していても労災保険は適用されない）

そして、委員長の場合は事業主という位置づけから「特別加入」という方法でしか加入できず、かつ、労働保険事務組合に委託しなければ加入できない。

安全衛生センターは労働保険事務組合の資格を有していること、なにより労働組合のことに精通していることから、どの事務組合よりも頼りなる。

役員共済と勘違いされる人も散見されるが、労災保険はいわば自動車でいうところの自賠責保険であり、役員共済は任意保険である。

専従者は所属組織の労働保険について再確認を行い、自分自身はもとより、家族のためにも万が一の労災事故・通勤災害に備えていただきたい。